

# 処 分 基 準

B - e - 12

平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 75 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第 26 条の 8 (自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、放置違反金納付命令の回数、前歴の回数及び車両の種類に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター滞納処分係 電話 (052) 951-1611 内線 793-234
備 考 :